

令和7年度 第2回建築審査会 議事録

1 日 時 令和8年1月30日（金）午後2時から午後2時30分まで

2 場 所 広島市役所本庁舎 14階第7会議室

3 出席者

(1) 建築審査会側	会 長	塚 本 俊 明	委 員	岩 重 律 子
	委 員	烏帽子田 彰	委 員	保 志 明 子
	委 員	折 橋 洋 介	委 員	天 満 類 子
	委 員	松 尾 洋 治		

※ 委員7名は、Web会議システムを利用して出席した。

(2) 建築審査会事務局	幹事・課長	永 井 修	書記・課長補佐	原 千 洋
特定行政庁側	書記・主任技師	小 坂 崇	書記・主事	鱸 拓 也
	書記・技師	梶 村 昇 平		

4 付議案件

- 議案第2号 建築基準法第44条第1項第2号に係る許可（道路内の建築制限）について
【申請場所：中区富士見町 用途：公衆便所（A棟）】
- 議案第3号 建築基準法第44条第1項第2号に係る許可（道路内の建築制限）について
【申請場所：中区富士見町 用途：公衆便所（B棟）】
- 議案第4号 建築基準法第44条第1項第2号に係る許可（道路内の建築制限）について
【申請場所：中区富士見町 用途：休憩所】

5 審議結果

- 議案第2号 同 意
議案第3号 同 意
議案第4号 同 意

6 報告事項

「建築基準法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可について

7 公開・非公開の別

公開

8 傍聴人の人数

0人

9 会議資料

- (1) 議案第2号
- (2) 議案第3号
- (3) 議案第4号
- (4) 「建築基準法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可案件報告書

10 発言の内容

別紙のとおり

1 付議案件について

議案第2号、議案第3号、議案第4号、

議長 それでは、ただ今から付議案件の同意に当たって審議を行います。
議案第2号、議案第3号、議案第4号について事務局から説明をお願いいたします。

特定行政庁 (別紙議案第2号、議案第3号、議案第4号により概要を説明)
(別紙議案第2号、議案第3号、議案第4号により説明)

議長 ありがとうございます。
今御説明がございました、今回の3件について許可をすることは適切であるという御判断だったと思いますが、今の御説明について御質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

市が公園内の施設として、整備されるということのようですので、特に大きな問題はないかと思われませんが、何か確認等ございますでしょうか。

委員 休憩所については、別紙説明資料の6ページ目に、議案第4号の図面がついていますが、野外卓以外に、長椅子のようなものが設置される計画になっているのでしょうか。

特定行政庁 椅子も計画をされております。左下の正面図のところを見ていただくと、野外卓と段差をつけて線が入っているかと思えます。こちらが椅子になる部分となりますので、この休憩所の中で、座って休むことは可能な計画となっています。

委員 ありがとうございます。

議長 よろしいでしょうか。その他ございますでしょうか。

委員 この100メートル道路で、ゲートボールのようなことをされてる方たちがいらっちゃって、道具が100メートル道路の中に置いてあることがあるんですけども、この休憩所をそういうものを置くスペースとして使われたときにどのように管理される予定でしょうか。

特定行政庁 そのような行為が見られた場合は、管理を担当している部局から、調査、指導なりという形でお声がけをさせていただくような形になるのではないかと思います。委員からそのような御懸念が示されたことを担当の中区役所にお伝えさせていただきたいと思えます。

委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

委員 私からよろしいでしょうか。

審査会で議論することじゃないんですが、安全面が懸念されます。センサーや防犯のボタンをつけるといった対応を担当部署においてきちんと行ってほしいという意見があったということを伝えておいてください。

議長 こういう御意見があったということでよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 そのほかございますか。

それではこれ以上の御質問がないようでございますので、議案第2号、第3号、第4号については、同意することとしたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

(異議なし。)

議長 それでは、議案第2号、第3号、第4号につきましては同意するこ

といたします。
ありがとうございました。

2 報告事項について

「建築基準法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可について

議長 長 それでは、続きまして、報告事項がございます。今回は、報告事項アの「法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可についての報告でございます。報告の対象期間は、令和7年10月から令和7年12月までの期間でございます。

これにつきまして、定例のものであるため、前回同様、資料の送付をもって報告の説明に代えさせていただきたいと思っております。

これにつきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

議長 長 ないようでしたら、これをもちまして、本日の建築審査会は終了いたします。ありがとうございました。